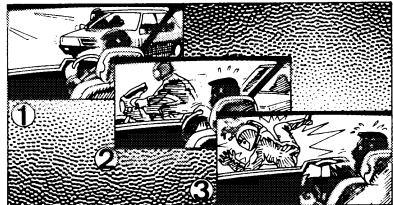


少しの酒でも死亡事故に

危険な飲酒運転の自己弁護

「乗るなら飲むな、飲んだら乗るな」

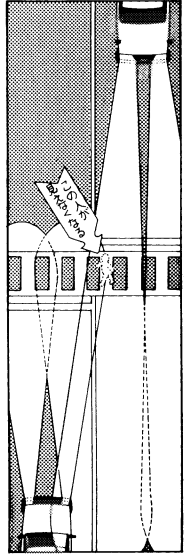


福島県教育委員会では、教職員の交通事故防止、特に飲酒運転の絶滅をめざして、県内全ての教職員の皆様に安全運転の推進を呼びかけております。

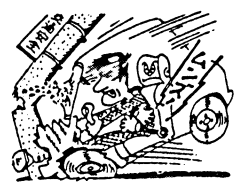
特にここ数年、わずかですが毎年飲酒運転による事故の発生をみており、事故当事者はもちろん家族や職場の同僚の方に有形無形の被害、迷惑を与えております。

毎月定例に開催される県教育委員会においても、「飲酒運転」の絶滅を願い、毎回真剣な討議が行われ、その絶無を期して

- ・教職員の自覚の高揚
- ・安全運転の徹底順守
- ・運転上のモラルの向上



◀夜間、対向車とのライトで横断中の人間が見えにくい。飲酒運転では、この人間がほとんど目にはいらない



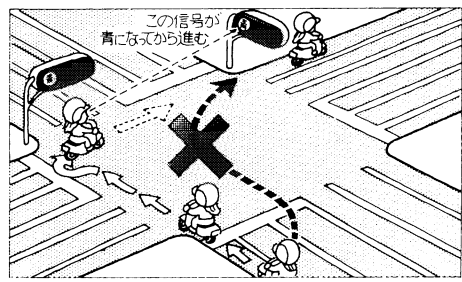
等を図るべく、各学校において職員会議等で真剣に議論していただくよう提案しております。

たった一杯の（と本人が思っている）酒が数えきれない涙を流す破目になり、家族も、職場も、そして自分自身の生活をも暗澹たるものにしてしまいます。お互いに声をかけあい呼びかけあつて職場から飲酒運転を追放しましょう。

教職員の安全運転5則

- 飲酒運転は絶対にしない。
- 安全速度を必ず守る。
- 交通ルールを厳守する。
- 職場の全員で交通事故防止のスクラムを組む。
- 酒席には、車の鍵を持ちこまない。

◀このように交通ルールがかわっても、飲酒運転をするとほとんど気にしなくなってしまふ。



(表) 飲酒運転をした場合の処分等の基準

事故等の種別	人身事故				物損事故	その他
事故等の区分	死亡等事故	重傷事故	軽傷事故	建物の損壊	その他の損壊	自損事故その他単独事犯等
責任の程度	加害者側の一方的不注意による場合	被害者側にも不注意があつた場合	加害者側の一方的不注意による場合	被害者側にも不注意があつた場合	加害者側の一方的不注意による場合	被害者側にも不注意があつた場合
違反行為等の種別	免職	免職	停職6	停職6	停職3	停職1
飲酒運転	免職	免職	停職6	停職6	停職3	停職1



▼飲酒運転はとび出しを予測できなくなる。